

静岡県告示第485号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
伊豆市	伊豆市小立野38番地の2	伊豆市児童発達支援センター	伊豆市加殿22番地の1	令和2年6月1日	児童発達支援、保育所等訪問支援	特定なし
特定非営利活動法人臨床心理オフィスBeサポート	沼津市高島町29番地11盟萌ビル201	障害児総合サポートセンターみつばち伊豆	伊豆市日向364	令和2年6月1日	放課後等デイサービス	特定なし
株式会社Kochia	三島市南二日町20番43号サンリット三島103	児童発達支援・放課後等デイサービスくるみ	沼津市江原町13番26号1階	令和2年6月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定なし
株式会社3rd Island	三島市寿町5-28	KONOMI	三島市東本町2丁目4-331B	令和2年6月1日	保育所等訪問支援	特定なし